

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき情報」欄に記載した情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成18年7月31日付け建第373号で行った行政文書部分開示決定及び同日付けで行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 情報公開について

千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第1条では、条例における解釈及び運用の基本原則として「この条例は、県民の行政文書の開示を請求する権利及び県の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を促進し、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とする」と定めている。情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが、条例の趣旨であると考えられる。

(2) 条例第8条第1号該当性について

ア 実施機関は、「建築工事届の第二面～第四面」を法令秘に当たると判断している。法令秘については、単なる形式秘ではなく、「実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるもの」であるかどうか、つまり、秘密とされる事項の非公知性と秘密扱いをすることの必要性を基準に判断すべきである旨の最高裁判所判決もある。

実施機関も、形式的に調査票のすべてを不開示とはせず、建築工事届の第一面の情報は開示している。建築工事届の第二面から第四面についても、他の制度（たとえば、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2の規定による建築計画概要書）により公知な情報は開示すべきである。

イ 統計法（平成19年法律第53号による全部改正前の統計法（昭和22年法

律第18号)。以下「改正前の統計法」という。)第14条は「指定統計調査、第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査及び統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告の徴収の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。」と規定している。改正前の統計法第15条及び第15条の2の規定は、改正前の統計法第14条が規定する秘密の保護を目的とするものである。

ウ 大阪府情報公開審査会答申第59号(平成11年3月16日)では、改正前の統計法が規定する調査票に記載された情報について「法第14条の秘密に該当する情報でない限り、調査票に記載された情報のすべてについて、その性格、内容等を問うことなく、公開を禁止する趣旨とまでは考えられない。したがって、いわゆる調査票に記載された情報であっても、既に他の制度等により公知の情報など公開しても何ら法によって保護された権利・利益を侵害することとならないような情報については、そもそも法第15条の2の保護の範囲外というべきであって、本号を適用して非公開とはできないと解される。」との判断を示し、学校教育費調査票を、「PTA寄付金」及び「その他の寄付金」の欄を除き、公開するべきであると答申している。

エ なお、建築工事届第二面～第四面に記載された情報のうち、建築工事費の情報については、審査会の判断を求めない。

### (3) 条例第8条第2号該当性について

ア 確認検査の業務は、人の生命、健康、生活や財産に密接に関わるものである。たとえば、地震の際に建築物が倒壊しないように建物の構造計算が正確にされているかどうか適正かつ公正に判断する必要がある。指定確認検査機関で確認検査が適正に行われなかったことが重要な社会問題になっている。指定確認検査機関による確認検査の情報を特定行政庁が積極的に公開することは、確認検査の業務が適正かつ公正に実施されることに大いに役立つと考えられる。

指定確認検査機関から特定行政庁に報告される確認検査に関する情報は、本号ただし書きロ(人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報)に該当することが考えられる。

東京都情報公開審査会は「確認検査員の氏名」を開示すべきである旨、東京都知事に答申した(平成18年7月25日付け答申第344号)。この答申において「建築確認の対象であるマンションなどの建築物は、都民一般にとって重要な財産であり、その欠陥は生命身体に重大な影響を及ぼすものであって、その安全性を確保するため、建築基準法の規定の遵守について、確認検査の業務の公正かつ的確な実施の確保が極めて重要であり、実際に検査確認を担当した確認検査員に役割は大きいと考えられる。特に、近時、指定確認検査機関による建築確認については、耐震強度の偽装問題等により社会全般の関心が極めて高くなっている。このような状況をかながみると、本件建築確認がどの確認検

査員によって行われたかを公にすることは、人の生命、健康、生活又は財産上の利益を保護するため、公益上必要であると認められる」との判断を示している。

イ 実施機関は、「工事施工者届に記載された一級建築士の住所、氏名、登録番号」を不開示としている。

千葉県情報公開審査会や宮城県情報公開審査会の答申、千葉県佐倉市長の決定などにおいて、工事監理者や工事現場責任者の一級建築士の氏名、資格登録番号の情報を開示するべきであるとの判断がされている。

特に、千葉県佐倉市長の決定では、実施機関が自ら考察を加え、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条、第26条の3、第40条及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第25条の規定から「工事現場の責任者の氏名及び資格登録番号は公にされていると解することができます。」との結論を導いている。

ウ また、社会資本整備審議会建築分科会の中間報告（平成18年2月24日）において、建築士及び建築事務所、指定確認検査機関に関する情報開示の徹底が提言されている。

エ 一級建築士の住所は、建設業者の事業所が記載されていると考えられ、その場合、個人に関する情報には当たらない。

オ 東京都情報公開審査会（平成20年9月5日付け答申第422号）において、建築士の氏名及び登録番号の情報について、「一級建築士という国家試験に基づく有資格者としての情報については、建築士制度に対する国民の信頼を回復するという観点から建築士法（昭和25年法律第202号）が改正され、建築士名簿の閲覧がなされることになったことを勘案すると、改正法の施行前ではあるが、本件対象文書のうち建築計画概要書という名称の資料に記載されている一級建築士の氏名及び登録番号については、法令等により公にすることが予定されている情報であると解するのが相当であり、条例7条2号ただし書イに該当すると認められ、開示すべきである。」との判断が出された。同様に考えると建築士の氏名及び登録番号についても、法令等により公にすることが予定されている情報であると解するのが相当である。

カ 愛知県情報公開審査会（平成20年10月30日付け答申第435号）においても建築士の氏名及び登録番号の情報について「一級建築士による構造計算書偽装事件が大きな社会問題となり、建築物の安全性を確保する必要性が高まったことを背景として建築基準法等が改正され、建築計画概要書の『設計者』欄に建築物の設計を行ったすべての設計者の氏名等を記載するようになったことを鑑みれば、当審査会としては、当該情報が建築計画概要書に記載されていないとしても、建築基準法等の改正の趣旨を踏まえると、当該情報は公にすべきであると認められる。」との判断が出された。同様に考えると建築士の氏名及び登録番号についても公にすべき情報である。





て

エ 請求4について

開示請求に係る行政文書を保有していないため（請求に係る行政文書を作成又は取得していないため）、不開示決定を行った。

オ 請求5について

開示請求に係る行政文書を保有していないため（請求に係る行政文書を作成又は取得していないため）、不開示決定を行った。

(2) 平成19年3月29日付け建第1063号の4で行った本件決定の取消しについて

平成18年9月27日付け異議申立てに対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条の規定において準用する同法第30条の規定により、平成18年10月17日付けで異議申立人に対し審尋を行ったところ、平成19年2月17日付け回答書により、請求4に係る行政文書を特定した。

また、本件決定後、平成19年2月2日付けで「(仮称) ○○○○○○○○○○の耐震性に係る検証計算の結果について」を報道機関に対して発表したことにより、文書4、文書6及び文書7のうち本件決定で開示しないとした部分の一部を開示すべきと判断した。このため、本件決定を取り消し、平成19年3月29日付け建第1063号の1により行政文書開示決定（以下「本件再決定1」という。）、同日付け第1063号の2により行政文書部分開示決定（以下「本件再決定2」という。）及び同日付け第1063号の3により行政文書不開示決定（以下「本件再決定3」といい、本件決定1から本件決定3までを併せて「本件再決定」という。）を行った。

(3) 本件再決定について

ア 請求1について

特定した行政文書は文書1から7までの7件であり、このうち、文書6について本件再決定1を行い、文書6以外の6件それぞれについて本件再決定2を行った。

本件決定と異なる部分は、文書4及び文書7のうち本件決定で開示しないとした以下の(ア)から(ウ)までの情報を開示したこと及び文書6のすべてを開示したことである。

(ア) 文書4における構造計算書の不明点の内容

(イ) 文書7のうち誤記訂正願における誤記訂正の内容及び理由

(ウ) 文書7のうち建築工事施工計画報告書における構造計算の方法

イ 請求2について

特定した行政文書は文書8及び9の2件であり、それぞれについて本件再決定2を行った。

ウ 請求3について

特定した行政文書は文書10及び平成18年3月16日付け建第954号

建築基準法に基づく報告についての2件であり、文書10について本件再決定2を行い、平成18年3月16日付け建第954号 建築基準法に基づく報告について本件再決定1を行った。

エ 請求4について

特定した行政文書は平成18年6月5日の打合せ時に国土交通省へ提出した資料（以下「文書11」といい、文書1から文書11までを併せて以下「本件文書」という。）であり、本件再決定2を行った。

オ 請求5について

開示請求に係る行政文書を保有していないため（請求に係る行政文書を作成又は取得していないため）、本件再決定3を行った。

(4) 不開示とした部分及び不開示とした理由について

上記2(2)のとおり、実施機関は本件決定を取り消している。しかし本件再決定に対しても異議申立てをするであろう異議申立人の意思を推測して、本件決定に対する異議申立てを本件再決定に対する異議申立てと判断した。

したがって、不開示とした部分及び理由については、本件再決定について、以下に説明する。

ア 条例第8条第1号該当性について

不開示とした部分は、文書7のうち建築工事届第二面から第四面であり、改正前の統計法の指定統計である。したがって、改正前の統計法第15条第1項の規定により統計上の目的以外に使用してはならないため、他の目的に使用することが禁止されている公にすることができない情報であり、本号に該当すると判断したものである。

イ 条例第8条第2号該当性について

(ア) 請求1に係る行政文書において不開示とした部分は、以下のとおりである。

a 以下の行政文書のうち〇〇〇〇〇〇の担当者名が記載された部分

(a) 文書1のうち報告書

(b) 文書2のうち送付書

(c) 文書3のうち報告書

(d) 文書4

(e) 文書5のうち送付書

(f) 文書7のうち送付書、確認検査業務処理シート、確認申請引受通知書の写し、消防同意依頼書の写し及び確認済証を交付した旨の報告書

b 文書2のうち工事施工者届における工事現場責任者の住所、建築士の種別、建築士名簿に登録した者及び登録の番号

c 文書7のうち確認検査業務処理シートにおける〇〇〇〇〇〇の担当者の印影

d 文書7のうちファクシミリ送付票及び回答依頼書における〇〇〇〇〇〇及び設計事務所の担当者名

- e 文書7のうち建築工事施工計画報告書における工事施工者の従業員の氏名及び印影
  - f 文書7のうち現地を調査した際に撮影された写真がどこから撮影したかを指し示すために添付された敷地求積図における測定者の資格の名称、登録の番号及び氏名
- (イ) 請求3に係る行政文書において不開示とした部分は、文書10のうち特定施設新設等届出書における設計事務所の担当者名である。
- (ウ) 請求4に係る行政文書において不開示とした部分は、文書11における〇〇〇〇〇〇株式会社の担当者名である。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)までの不開示とした部分のうち個人の氏名、住所、登録の番号、印影及び資格の名称は、特定の個人を識別することができる情報である。
- また、建築士の種別、建築士名簿に登録した者及び登録の番号は、建築士法第23条の9及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第19条第2号及び第20条の4の規定により、都道府県知事は、一般の閲覧に供しなければならないとされており、開示した場合、一級建築士事務所登録簿等に記載された情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため、特定の個人を識別することができる情報である。

したがって、本号本文に該当し、同号ただし書に該当しないと判断したものである。

#### ウ 条例第8条第3号該当性について

- (ア) 請求1に係る行政文書において不開示とした部分は、以下のとおりである。
- a 文書2のうち工事施工者届及び文書7のうち確認申請書（建築物）第一面、計画変更確認申請書（建築物）第一面、委任状、建築工事届第一面及び誤記訂正願における法人（〇〇〇〇〇〇〇株式会社）の代表者の印影
  - b 文書2のうち工事施工者届及び文書7のうち建築工事施工計画報告書における法人（〇〇〇〇株式会社 関東支店）の代表者の印影
  - c 文書7のうち確認申請書（建築物）第四面・第五面、計画変更確認申請書（建築物）第四面・第五面及び建築工事施工計画報告書における設計に係る数値及び具体的な材料、機器等の名称
- (イ) 請求2に係る行政文書において不開示とした部分は、文書8及び文書9における法人（〇〇〇〇〇〇〇株式会社）の代表者の印影である。
- (ウ) 請求3に係る行政文書において不開示とした部分は、文書10のうち特定施設新設等届出書における法人（〇〇〇〇〇〇〇株式会社）の代表者の印影である。
- (エ) 上記(ア) cを除く(ア)から(ウ)までの不開示とした部分である法人の代表者の印影は、会社の設立登記の際に届け出られ、印鑑証明の対象となる印であり、当該法人の意思を法人の代表機関として表示する際に使用されるものである。
- また、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性

質のもので、これにふさわしい形状を有し、契約書等重要書類に使用するものとして、特別な管理をしている印鑑であるものと推認され、当該法人の事業活動における内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報である。

(オ) また、上記(ア) c の不開示とした部分である設計に係る数値及び具体的な材料、機器等の名称は、建築主から依頼を受けた法人である建築士事務所が行った設計に係る情報である。法人である建築士事務所は、その所属する建築士が建築基準法の範囲内で、建築主の需要に応え、間取りや外観等について経済性及び安全性等を考慮し、建築士の経験、技量に基づいて設計するものである。これらの情報が明らかになれば、建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えると考えられる。これらの情報は、当該法人の事業活動におけるデザイン上、設計技術上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報である。

したがって、本号イに該当し、同号ただし書に該当しないと判断したものである。

### 3 異議申立ての理由について

- (1) 異議申立人は、前記第2 異議申立人の主張要旨 2 (1)において、「情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが、条例の趣旨である」と主張するが、実施機関は、条例に基づいて事務を執行しており、不開示とする情報は条例の規定に基づいて判断しているものである。
- (2) 異議申立人は、前記第2 異議申立人の主張要旨 2 (3)アにおいて、「確認検査の業務は、人の生命、健康、生活や財産に密接に関わるものである。たとえば、地震の際に建築物が倒壊しないように建物の構造計算が正確にされているかどうか、適正かつ公正に判定する必要がある。」、「指定確認検査機関で確認検査が適正に行われなかったことが重大な社会問題になっている。指定確認検査機関による確認検査の情報を特定行政庁が積極的に公開することは、確認検査の業務が適正かつ公正に実施されることに大いに役立つ」と主張し、また、前記第2 異議申立人の主張要旨 2 (3)ア及び2 (4)において指定確認検査機関から特定行政庁に報告される確認検査に関する情報は、2号ただし書口及び3号ただし書（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため）に該当すると主張して、東京都情報公開審査会の答申第344号を示しているが、この答申第344号は「確認検査員の氏名」を非開示としたことの妥当性について判断したものである。

東京都情報公開審査会は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条第2号ただし書イ及びロの該当性について、「指定確認検査機関の確

認検査員の職務内容は、建築主事の職務内容と実質的に同一の公益性を有するものとみなすことができ、建築確認を行った建築主事の氏名が法令等の規定により又は慣行として公にされていることとの均衡を考えると、建築確認を行った確認検査員の氏名も『公にすることが予定されている情報』と言うべきであり、同号ただし書イに該当すると認められる」とし、また、「建築確認の対象であるマンションなどの建築物は、都民一般にとって重要な財産であり、その欠陥は生命身体に重大な影響を及ぼすものであって、その安全性を確保するため、建築基準法の規定の遵守について、確認検査の業務の公正かつ的確な実施の確保が極めて重要であり、実際に検査確認を担当した確認検査員の役割は大きい」、「指定確認検査機関による建築確認については、耐震強度の偽装問題等により社会全般の関心が極めて高くなっている」状況にかんがみ、「本件建築確認がどの確認検査員によって行われたかを公にすることは、人の生命、健康、生活又は財産上の利益を保護するため、公益上必要であると認められるので、同号ただし書ロにも該当すると認められる」として「確認検査員の氏名」は開示すべきであるとの結論を示した。

しかしながら、実施機関は、文書1、3及び7のうち確認済証を交付した旨の報告書の「4. 確認を行った確認検査員氏名」欄に記載された確認検査員の氏名は開示しており、確認検査員ではない〇〇〇〇〇〇の担当者名が記された部分を不開示としたものである。不開示とした部分に記された〇〇〇〇〇〇の担当者は、確認検査員と同一の職責及び権能を果たしているとは認め難く、上記2(4)イ(エ)で説明したとおり、本号本文に該当し、不開示が相当である。

(3) 異議申立人は、前記第2 異議申立人の主張要旨 2(4)において、本号本文に該当する情報として不開示とした部分について、「法人等（本件文書では宅地建物取引業者、建築士事務所、建設業者）の情報には、一部には公にすることにより事業活動を害するものがあるかもしれないが、すべての情報が事業活動を害することになるわけではない」、また、「確認検査の業務の公正かつ的確な実施の確保が極めて重要である。建築計画に関わる法人等の情報には、人の生命、健康、生活又は財産上の利益を保護するため、公にすることが公益上必要であり、同号ただし書に該当するものもある」と主張するが、不開示とした理由は上記2(4)ウ(エ)及び(オ)で説明したとおりであり、当該部分は条例第8条第3号本文に該当し、不開示が相当である。

(4) 異議申立人は、前記第2 異議申立人の主張要旨 2(6)において「開示された文書には、あまりにも黒塗り部分が多い」として、「『開示しない部分』について、」再度判断を求めているが、上記2(4)で説明したとおり条例第8条第1号、第2号及び第3号イに該当し、不開示が相当である。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査

した結果、以下のように判断する。

1 本件文書及び不開示とした情報について

本件文書及び本件文書に記載された情報のうち、実施機関が不開示とした情報は別表のとおりである。

2 本件再決定及び本件異議申立ての対象について

実施機関は、本件決定を取り消し、本件決定において不開示としていた情報の一部を開示するとともに文書11を新たに特定し、本件再決定2を行った。

本件異議申立ては、本件決定の取消しを求めるものであり開示請求に係る行政文書の全部の開示を求める趣旨と解されるので、当審査会は、本件再決定によってもなお不開示とされている情報の開示を求めるものと判断し、その妥当性を検討する。

なお、実施機関は、行政不服審査法第48条の規定により準用する同法第30条の規定により異議申立人に対し審尋を行っており、行政文書開示決定については対象外であるとの回答を得ていることから、本件再決定のうち、本件再決定1に係るものについて、当審査会は判断しない。

3 条例第8条該当性について

実施機関は、本件文書に条例第8条第1号、第2号及び第3号に該当する情報が記録されているとして本件再決定2を行っているので、以下検討する。

(1) 条例第8条第1号該当性について

ア 実施機関が不開示とした情報は、文書7のうち建築工事届の第二面から第四面に係る法人からの具体的な届出部分である。

これらの情報について、実施機関は、改正前の統計法第2条に規定する指定統計であるので、改正前の統計法第15条第1項の統計上の目的以外に使用してはならないとの規定により、本号に該当すると説明する。

イ 本号は、法令等の規定などの内容からみて明らかに開示することができないと認められる情報について不開示とする旨規定したものである。

改正前の統計法第15条第1項は、「何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない」と規定している。

よって、指定統計の調査票の情報は、本号に該当するものと認められる。

ウ 建築工事届は、建築基準法第15条第1項の規定により、建築主が建築物を建築しようとする場合等に、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものである。また、同条第4項の規定により都道府県知事は、当該届出に基づき建築統計を作成することとされている。

エ 建築動態統計調査規則（昭和25年建設省令第44号。以下「統計調査規則」という。）の規定から建築工事届を受領したときに行う統計調査は、建築着工統計調査であり、当該統計調査は、昭和25年3月2日付け統計委員会告示第8号により指定統計第32号の指定を受けている。

オ ところで、統計調査規則第7条は、都道府県知事は建築工事届に基づいて別記第一号様式の調査票を作成し、国土交通大臣に送付しなければならないとし

ており、建築工事届とは別の調査票の存在が認められる。よって、建築工事届は、指定統計の調査票には該当せず、本号には該当しないものと判断する。

カ しかしながら、建築工事届は、建築主である法人に関する情報及び建築物の設計に関する情報が記載されたものであるため、建築工事届に記載された情報の条例第8条第3号該当性について、以下検討する。

なお、建築基準法第93条の2の規定により閲覧に供されている建築計画概要書の情報及び報告事項が空欄となっている第三面の住宅部分の概要の番号及び第四面は条例第8条各号に該当せず、開示すべき情報である。

また、異議申立人が審査会の判断を求めないとした第二面の建築工事費の情報（建築工事費予定額）について当審査会は判断しない。

キ 建築工事届の情報のうち、前記カで審査会が開示すべきとした情報及び審査会が判断しないとした情報を除いたものは、以下のとおりである。

(ア) 第二面

種別、業種、資本の額又は出資の額及び一の建築物ごとの内容の番号

(イ) 第三面

資金、建築工法、利用関係及び戸数

ク 前記キ(イ)の情報のうち、資金については新設住宅の資金の状況を報告するものであり、建築主である法人の内部管理に属する事業運営に係る情報である。

よって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、本号イに該当するものと判断する。

ケ 前記キ(ア)の情報のうち、種別及び業種並びに前記キ(イ)の情報のうち、利用関係の情報は該当する情報を選択し報告するものであり、建築工事届を届け出た法人名等がすでに開示されていることから容易に確認できる情報である。

また、前記キ(イ)の情報のうち、建築工法については、建築工事届にあらかじめ記載された3つの工法から該当する情報を選択し報告するものであり、具体的な情報が記載されたものではなく、当該建築物が共同住宅であること及び鉄筋コンクリート造であることから容易に推測できる情報と考えられる。

よって、これらの情報を公にしても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるとは認められず、本号には該当しないものと判断する。

コ 前記ク及びケで判断した情報以外の情報については、建築主である法人が該当する額等を記載し、報告したものである。

前記キ(ア)の情報のうち、資本の額又は出資の額は、法人のみが記載するものであり、指定統計の調査票の「会社の資本金等」に該当するものと考えられる。

当該情報については、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条により、だれでも一定の手続を経れば登記事項証明書の交付の請求が可能である株式会社登記簿に記載されている情報である。

前記キ(ア)の情報のうち、一の建築物ごとの内容の番号は、建築物の数が2以

上のときは、一の建築物（1棟）ごとに通し番号を付したものである。

また、前記キ(イ)の情報のうち、戸数については共同住宅の住戸数であり、通常事業主が共同住宅の住戸を販売する際に、一般に公にする情報である。

よって、これらの情報を公にしても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるとは認められず、本号には該当しないものと判断する。

(2) 条例第8条第2号該当性について

ア 法人の担当者名及び印影

(ア) 法人の担当者名について

実施機関が、不開示とした情報は、以下のとおりである。

- a 文書1及び文書3のうち確認済証を交付した旨の報告書、文書2、文書5及び文書7のうち送付書、文書7のうち確認申請引受通知書の写し、消防同意依頼書の写し、回答依頼書及びファクシミリ送付票（以下「回答依頼書等」という。）、確認検査業務処理シート及び確認済証を交付した旨の報告書並びに文書4に記載された指定確認検査機関担当者名
- b 文書7のうち回答依頼書等及び文書10のうち特定施設新設等届出書に記載された設計事務所担当者名
- c 文書11の法人（建築主）の担当者名

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

また、法人の担当者であり、公にすることが予定されている情報ではないとする実施機関の説明を覆す特段の事情も認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。よって、不開示とすることが妥当である。

(イ) 印影について

実施機関が不開示とした情報は、文書7のうち確認検査業務処理シートに記載された指定確認検査機関担当者個人の印影である。

担当者個人の印影は、個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

また、法人の担当者の印影であり、公にすることが予定されている情報ではないとする実施機関の説明を覆す特段の事情も認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。よって、不開示とすることが妥当である。

イ 工事施工者品質管理窓口責任者氏名及び印影並びに品質管理責任者氏名

実施機関が不開示とした情報は、文書7のうち建築工事施工計画報告書に記載された品質管理窓口責任者氏名及び印影並びに品質管理責任者氏名である。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

また、法人の従業者であり、公にすることが予定されている情報ではないとする実施機関の説明を覆す特段の事情も認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。よって、不開示とすることが妥当である。

ウ 工事現場責任者の住所及び資格

実施機関が開示とした情報は、文書2のうち工事施工者届の工事現場責任者の建築士の種別、建築士名簿に登録した者、登録番号及び住所である。以下これらの情報について検討する。

(ア) 建築士の種別、建築士名簿に登録した者及び登録番号

a 異議申立人は、工事現場責任者は「専任の技術者」であり建設業法第13条の規定により国土交通省と都道府県において氏名、資格名、資格登録番号、免許証の写しなどに記載された情報が閲覧に供されているので、法令等により公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると主張する。

b 実施機関の口頭理由説明によると、異議申立人の主張を受けて建設業法について調査したところ、建設業の登録申請書及び添付書類には法人の社員のうち国家資格者及び監理技術者である者の氏名や資格の区分を記載した「国家資格者・監理技術者一覧表」（以下「一覧表」という。）があり、一般の閲覧に供されていることがわかったので建築士の種別、建築士名簿に登録した者については開示する方向で検討するとの説明があった。

c 前記 b の一覧表は、建設業法施行規則第4条第2号で規定された様式である。

この様式には、国家資格者・監理技術者の氏名、生年月日、今後担当する工事の種類等及び有資格区分が記載され、建設業法第13条の規定により公衆の閲覧に供されている。

よって、建築士の種別、建築士名簿に登録した者については、本号ただし書イに該当するため、開示すべきである。

d また、登録番号について、実施機関に確認したところ、登録番号は、建築士個人に付される番号であり、前記 b の一覧表に記載される情報ではないため、不開示が相当と考えているとのことであった。

e 異議申立人が主張する「専任の技術者」は、建設業法第26条第3項に規定する工事現場ごとの専任の主任技術者又は監理技術者（以下「専任の主任技術者等」という。）及び建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所における専任の技術者と考えられる。

f 実施機関は建築工事で求められる専任の技術者等の資格は、一級建築士以外にも建築の一級施工管理技士があり、専任の技術者等は建築士の資格を有する者とは限らず、また、工事施工者届の工事現場責任者の資格・住所・氏名欄は建築士の資格を持つ監理技術者を記載することを要求してい

るものではないと説明し、参考として、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の工事現場においては、現場代理人とは別に専任の技術者等が配置されていたことは確認していると説明する。

確かに、建築工事に係る専任の技術者等の資格について、建設業法第26条は、同法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する主任技術者又は監理技術者を置かなければならないと規定し、ハに該当するものとして、建設業法施行規則第7条の3第2号は、建築工事業の主任技術者又は監理技術者について一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者又は一級建築士及び二級建築士の免許を受けた者としている。

また、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無、資格者証交付番号は建設業法第40条の規定により建設業者が工事現場に掲げる情報である。

- g 営業所における専任の技術者の氏名、生年月日、今後担当する工事の種類等、有資格区分、住所、営業所の名称、免許証の写しなどは、建設業法第13条の規定により公衆の閲覧に供されているが、「建設業許可ガイドライン」（平成13年4月3日付け国総第97号）によると、営業所における専任の技術者は営業所に常勤し、専らその職務に従事することを要する者とされている。また、平成15年4月21日付け国総建第18号「営業所における専任の技術者の取扱いについて」において、営業所における専任の技術者が工事現場において建設業法第26条第3項に規定する専任の技術者等になることは認めていない。
- h さらに、異議申立人は、愛知県及び東京都の答申を引用し、建築基準法の改正により、建築計画概要書の設計者欄に建築物の設計を行ったすべての設計者の氏名等が記載されることになったこと、建築士法の改正により建築士名簿が閲覧されることになったことなどから、建築士の登録番号は法令等により公にすることが予定されている情報に該当すると主張する。
- i 実施機関は、本件再決定時には建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号。以下「建築基準法等の一部を改正する法律」という。）による改正建築士法の施行前であったこと、また、建築士法第23条の9の規定により閲覧されている建築士の情報は、建築士事務所に所属し建築士法第23条第1項の設計等業務を担当する建築士の情報であって、建築士事務所に所属していない建築士や建築士事務所登録をしている法人の社員であっても建築士法第23条第1項の設計等業務に従事しない建築工事の施工担当の建築士の場合は、氏名、資格の登録番号等の情報は公にされるものではないので、建築士であることをもって、氏名、資格の登録番号等を開示することは考えていないと説明している。

j 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成19年政令第48号）により平成19年6月20日以降は、建築士法第23条の9及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第19条第2号及び第20条の4の規定により、建築士事務所に属する建築士の氏名並びにその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号は都道府県において閲覧に供されているが、建築士法施行規則第20条の4は、登録簿の閲覧書類について、「法第23条の9第3号に規定する建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第19条第2号に掲げる書類（法第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録に係るものに限る。）とする」と規定しており、建築士事務所の建築士の情報について閲覧に供されるのであって、すべての建築士の氏名等が公表されるものとは認められない。

k しかしながら、実施機関から建築士法の改正により建築士事務所に限らず、建築士名簿も一般の閲覧に供されることを確認したとの報告があり、建築士法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成20年政令第185号）により平成20年11月28日以降は、建築士名簿の閲覧がなされることになったことから建築士事務所に所属していない建築士を含めて建築士の登録番号は、閲覧の対象となっていることが認められた。

1 本件再決定時の平成19年3月29日には少なくとも建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）による改正建築士法の施行前であったことが認められる。

よって、本件再決定時点では登録番号は本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないものと認められ、実施機関が登録番号を不開示としたことは妥当である。

なお、改正建築士法施行後の建築士法第6条第2項により既に建築士名簿が閲覧に供されており、本件再決定により開示されている情報から登録番号を確認することは容易であると考えられること、建築物の安全性及び建築士制度に対する国民の信頼を回復するという観点から建築士法が改正されたことをかんがみると、現時点においては登録番号についても開示されることが望ましいと考える。

#### (イ) 住所

文書2を見分したところ、住所については、個人の住所を記載したものと認められる。

よって、特定個人を識別することができるものであり、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。したがって、不開示とすることが妥当である。

#### エ 測定者の資格、登録番号及び氏名

実施機関が、不開示とした情報は文書7のうち敷地求積図に記載された測定者

の資格、登録番号及び氏名である。

(ア) 測定者の資格

測定者の資格については、これを開示したとしても特定の個人を識別することができる情報には該当しない。よって、本号本文に該当しないため、開示すべき情報である。

(イ) 登録番号及び氏名

これらの情報は個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

また、公にすることが予定されている情報ではないとする実施機関の説明を覆す特段の事情も認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。よって、不開示とすることが妥当である。

オ その他

異議申立人は、指定確認検査機関の確認検査員の氏名は開示すべきと主張しているが、確認検査員の氏名は既に開示されている。

(3) 条例第8条第3号該当性について

ア 法人の代表者印の印影

法人の代表者印の印影は、確認申請書等に押印されたものであり、当該文書に記載された内容が真正なものであることの認証的な意味があるものと認められる。また、法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして、特別な管理をしている印鑑の印影と推認される。

よって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、本号イに該当するものと判断する。

イ 確認申請書（建築物）、計画変更確認申請書（建築物）及び建築工事施工計画報告書に記載された情報

(ア) 実施機関が不開示とした情報は、文書7のうち確認申請書（建築物）及び計画変更確認申請書（建築物）の第四面に記載された「最高の軒の高さ」、「屋根」、「外壁」、「軒裏」、第五面に記載された階別の「階の高さ」、「居室の天井の高さ」及び建築工事施工計画報告書に記載されたB棟の最高の高さを除く各棟の「高さ（軒高、最高）」である。

このうち、「屋根」、「外壁」、「軒裏」は具体的な工法、材料等が記載されている。

(イ) 前記(ア)で不開示とした情報について、実施機関は、建築主から依頼を受けた建築士事務所が行った設計に係る情報であり、建築士事務所は、建築基準法の範囲内で、建築主の需要に応え、間取りや外観等について経済性及び安全性等を考慮し、建築士の経験、技量に基づいて設計するもので、これらの情報が明らかになれば、建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上又は事業



による指示があったとまでは認め難い。

ウ したがって、行政文書を保有していないとする実施機関の説明は、これを覆すに足る事情も見だし難く請求5に係る行政文書は存在しないものと判断する。

#### 5 文書の特定について

(1) 異議申立人は、実施機関は文書11について審尋で特定したと弁明しているが、本来であれば開示決定の時点で特定できるものであると主張する。

実施機関の口頭理由説明によると、行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に記載された「国交省宛の文書」とは、「千葉県より国土交通省宛に発した行政文書」とであると解釈し、当初、本件決定において当該文書を作成又は保有していないとして不開示決定を行ったとのことであった。

また、本件再決定で特定した文書11は平成18年6月5日の国土交通省との打合せ時の資料であるが、審尋の結果、異議申立人の意向を汲み対象文書として特定したとのことであった。

(2) 当審査会で、文書11を見分したところ、文書11にはあて先、発信者、文書番号等の記載はなく国土交通省との打合せ時の資料であるとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められなかった。

(3) 実施機関は、請求4の「国交省宛の文書」を「国土交通省宛に発した行政文書」と解釈したため、本件決定において不存在を理由とした行政文書不開示決定を行ったものと考えられるが、実施機関の対応が不適正であったとまではいえないものと判断する。

#### 6 異議申立人の主張について

異議申立人は、条例第8条第5号の不開示部分について主張しているが、文書4、文書6及び文書7において本号に該当するとして不開示とした情報については、本件再決定においてすべて開示されている。

また、異議申立人は開示された文書にはあまりにも黒塗りの部分が多いと主張するが、当審査会の判断は前記3のとおりである。

その他、異議申立人は種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものはない。

#### 7 結論

実施機関は、不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき情報」欄に記載した情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20. 3. 13	諮問書の受理
20. 4. 22	実施機関の理由説明書の受理
20. 8. 4	異議申立人の意見書の受理
20. 9. 8	異議申立人の意見書（追加）の受理
20. 9. 18	異議申立人の意見書（追加）の受理
20. 9. 19	審議
20. 11. 5	異議申立人の意見書（追加）の受理
20. 11. 14	審議 実施機関から口頭理由説明の聴取
20. 12. 19	審議
21. 1. 27	審議
21. 2. 20	審議
21. 3. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大田洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木村琢麿	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐野善房	弁護士	
福武公子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成21年3月27日現在)